

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年10月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「支出回議関係書類ら全て。現時点で不正と思われる書類に限定する。15日の知事定例会見で明確になった会検の指摘事項。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業の事務費に関して会計検査院に指摘された事項に係る支出負担行為決議書及び支出命令書（添付された証拠書類を含む）」を特定した上で、当該文書については条例第7条第6号に該当することを理由として非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月2日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年11月20日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成22年3月25日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して請求した公文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
会計検査院は国民に対し、検査結果を報告しており（公にしており）、その内容の詳細が知りたいのであり、国民の知る権利としての開示である。実施機関の言う理由

は有りえないと考えている。

会計検査院検査は「外部の圧力や干渉を招くもの」であるとの客観的な説明を詳細かつ明確にしてほしい。

非開示とした理由に「外部圧力や干渉によって、正確な事実の把握を困難にする。関係者による違法・不当な行為を容易にする。これら事実の発見を困難にする。」とあるが、検査院検査は外部圧力や干渉を招くものなのかどうか不明である。(同検査は厳正に行われるものと信じていたが、外部圧力や干渉でゆがめられた事実が過去にあったのですか。同検査はそんな程度のものなのか?)

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る公文書は、当時行われていた会計検査院の検査の実施状況に関する情報であり、当該情報は、条例第7条第6号柱書き前段に規定する「国」の機関が行う「事務」に関する情報に該当する。

また、会計検査院の実施する検査は、一回の实地検査の実施により完結し、直ちにその結果が公表されるものではなく、その結果等について会計検査院内部で十分な検証を行った上で、検査報告事項案等を作成し、これを会計検査院内部における所定の周到かつ慎重な審理・判断過程を経た上で最終的にその取扱いが決定されるものである。当時行われていた検査の実施状況に関する情報について、これを公にした場合には、外部の圧力や干渉を招くなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、もって会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は関係者による違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは会計検査院によるその発見を困難にするおそれがあり、同号柱書き後段に規定する当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

したがって、当時行われていた会計検査院の検査の実施状況のわかる上記対象文書の情報については、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、農林水産省及び国土交通省所管国庫補助事業の事務費に関して会計検査院に指摘された事項に係る支出負担行為決議書及び支出命令書(添付された証拠書類を含む。)である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定め、同号イにお

いて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げている。

3 本件対象公文書の非開示条項該当性の具体的検討について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書は、当時行われていた会計検査院の検査の実施状況に関する情報であり、これを公にした場合には、外部の圧力や干渉を招くなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、もって会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は関係者による違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは会計検査院によるその発見を困難にするおそれがあり、条例第7条第6号柱書き後段に規定する当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると説明する。

会計検査院の実施する検査は、一回の実地検査の実施により完結し、直ちにその結果が公表されるものではなく、その結果等について会計検査院内部で十分な検証を行った上で、検査報告事項案等を作成し、これを会計検査院内部における所定の周到かつ慎重な審理・判断過程を経た上で最終的にその取扱いが決定されるものである。本件対象公文書は当時行われていた会計検査院の検査の対象となった公文書であり、これらを見れば会計検査院がどのような文書に着目して検査を行っているかが分かり、会計検査院の検査手法を推測することが可能となる。したがって、検査結果の最終決定前に本件対象公文書が公にされた場合には、検査対象や検査手法が受検側の知るところとなり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じると認められる。

よって、本件対象公文書に記載してある情報は、国が行う会計検査事務に関する情報であって、公にすることにより、条例第7条第6号イに掲げるおそれがある非開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3 月 25 日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年 5 月 13 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。

平成22年6月22日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年3月17日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成23年4月20日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月1日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月22日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	